

松江市行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に的確に対応できる柔軟かつ弾力的な行財政運営システムを構築し、市民サービスの向上を図ることについて、市民、学識経験者等の意見を聴くため、松江市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員は、各種団体の関係者、学識経験者、公募による市民等のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、15人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、概ね2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

(役員の選出方法)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第7条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、松江市における行財政改革の推進について必要な提言を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和2年10月15日決裁）

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則（令和3年10月5日決裁）

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。